

飯豊町危険ブロック塀等除却費支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路の通行者の安全を確保し、事故を未然に防止するため、道路に面し地震等の自然災害により倒壊の危険性が高いブロック塀等の所有者が当該ブロック塀等を除却又は一部除却する費用に対して、予算の範囲内において交付する補助金に関し、飯豊町補助金等の適正化に関する規則（昭和53年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 飯豊町建築物耐震改修促進計画に定める避難路をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀（基礎部分、笠木及び控え壁を含む。）をいう。
- (3) 耐震診断 平成30年6月21日付け国住指第1130号において通知された「ブロック塀の点検のチェックポイント」による点検により、ブロック塀等の安全性を点検することをいう。
- (4) 危険ブロック塀等 道路に面し、道路面からの高さが1メートルを超えたもので、別表に定める危険ブロック塀等の点検票の点検結果に1以上の不適合があるブロック塀等。
- (5) 除却 ブロック塀等を基礎まで含めて解体し撤去（当該ブロック塀等が擁壁上に組積してある場合は、擁壁を除くブロック塀等の撤去）する工事をいう。
- (6) 一部除却 ブロック塀等の一部を解体し、高さを道路面（当該ブロック塀等が擁壁上に組積してある場合は、擁壁上からの高さ）から60センチメートル以下にする工事をいう。
- (7) 所有者 ブロック塀等の所有者又はブロック塀等が組積された土地の所有者（国、地方公共団体及び独立行政法人等を除く。）をいう。
- (8) 町内業者 飯豊町内に所在地を有する個人事業者又は飯豊町内に本店を有する法人事業者。

(交付の対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に適合する者でなければならない。

- (1) 所有者であること。
- (2) 飯豊町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等でないこと。
- (3) この対象工事について、県及び町が行う他の制度による補助金等の交付を受けていない者。
- (4) 自己及び同一世帯に属する世帯員全員が町税（国民健康保険税を含む。）、介護保険

料、水道料及び保育料等行政サービスを受けるうえで、町に納付義務が発生している全ての公的な納付金を完納している者。

(交付対象工事)

第4条 補助金交付の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 道路に面する危険ブロック塀等を除却又は一部除却する工事であること。
- (2) 過去に本補助金の交付を受けたことのある土地に存する危険ブロック塀等を除却又は一部除却する工事でないこと。
- (3) 公共事業の施行に伴う補償を受ける工事でないこと。
- (4) 対象工事にあたり、町内業者と請負契約を締結するものであること。
- (5) 補助金の交付決定前に着手した工事でないこと。
- (6) 補助金申請年度の2月末日までに、実績報告書を提出できる工事であること。

2 危険ブロック塀等の撤去後、ブロック塀等を新たに設置する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）をはじめとする各種法令を遵守すること。再設置費は補助対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、除却又は一部除却に要する工事費の3分の2又は当該ブロック塀等の延長1メートルあたり3万円を乗じて得た額のいずれか少ない額とし、1件あたり15万円を限度とする。ただし、千円未満に端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の延長には、控え壁にかかる部分を含む。

3 鋼製フェンスその他これらに類するもの、門柱又は門扉（以下「鋼製フェンス等」という。）を混用しているブロック塀等にあつては、鋼製フェンス等の除却に係る費用は対象外とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付し、飯豊町危険ブロック塀等除却費支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 除却しようとするブロック塀等の事業に要する経費の見積書等
- (2) 除却しようとするブロック塀等の位置図、平面図及び立面図
- (3) 工事前の現場写真（除却するブロック塀等の状況が把握できるもの）
- (4) 個人情報の取得に関する承諾書（別記様式第1号）
- (5) 対象ブロック塀等の所有者と当該ブロック塀が所在する土地の所有者が異なる場合は、当該土地の所有者の除却事業を行うことの同意書
- (6) 別表に定める危険ブロック塀等の点検票の1又は2
- (7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 町長は、補助金の交付申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金の交付の決定をするものとし、その内容及びそれに付した条件を飯豊町危険ブロック塀等除却費支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により補助金

の交付申請をした者に通知するものとする。

(交付申請の変更)

第8条 前条の交付決定を受けた者で、対象事業の内容を変更又は中止しようとする者は、飯豊町危険ブロック塀等除却費支援事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認又は指示を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理し、その内容を承認したときは、飯豊町危険ブロック塀等除却費支援事業変更（中止）承認通知書（様式第4号）により補助金の交付申請の変更をした者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による承認をする場合において、当初の交付決定内容及びこれに付した条件等を変更することができる。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金交付対象工事が完了したときは、飯豊町危険ブロック塀等除却費支援事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類等を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 工事中及び工事完了時の現場写真
- (2) 工事に係る領収書の写し
- (3) 口座振込依頼書（別記様式第2号）
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の実績報告は、工事完了後30日を経過する日又は補助金申請年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額確定等)

第10条 町長は、前条の報告を受けた場合は、当該実績報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、飯豊町危険ブロック塀等除却費支援事業補助金額確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第11条 補助金の支払いは、前条の規定による額の確定後、支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金返還)

第12条 町長は、第7条の規定による補助金の交付決定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、飯豊町危険ブロック塀等除却費支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された者が既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第2条第6条関係)

危険ブロック塀等の点検票

1 鉄筋が入っているブロック塀等の場合

No.	点検項目	点検内容	点検結果		備考
			適合	不適合	
1	塀の高さ	地盤面から 2.2m以下	はい	いいえ	
2	塀の厚さ	高さ 2mを超える塀で 15cm 以上	はい	いいえ	
		高さ 2m以下の塀で 10 cm以上	はい	いいえ	
3	控え壁の有無 (塀の高さ 1.2m超の場合)	塀の長さ 3.4m以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁があるか	有	無	
4	基礎の有無	コンクリートの基礎があるか	有	無	
5	損傷等の有無	塀の傾き、ひび割れはないか	無	有	
【以下の項目は、No. 1 からNo. 5 の全てが「適合」の場合のみ回答】					
6	鉄筋の有無	塀に鉄筋が入っているか (直径 9 mm以上の鉄筋が縦横とも 80 cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか)	有	無	
7	基礎の根入れ深さ (塀の高さ 1.2m超の場合)	30 cm以上	はい	いいえ	

※ No. 6 又はNo. 7 が「不適合」の場合は、その内容が確認できる写真又は当該ブロック塀等施工時の図面等の資料を添付してください。

2 れんが造、石造、鉄筋が入っていないブロック塀等の場合

	点検項目	点検内容	点検結果		備 考
			適合	不適合	
1	塀の高さ	地盤面から 1.2m以下	はい	いいえ	
2	塀の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以上	はい	いいえ	
3	控え壁の有無	塀の長さ 4m以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁があるか	有	無	
4	基礎の有無	基礎があるか	有	無	
5	損傷等の有無	塀の傾き、ひび割れはないか	無	有	
【以下の項目は、No. 1 からNo. 5 の全てが「適合」の場合のみ回答】					
6	基礎の根入れ深さ	20 cm以上	はい	いいえ	

※ No. 6 が「不適合」の場合は、その内容が確認できる写真又は当該ブロック塀等施工時の図面等の資料を添付してください。